

【資料】体罰について

(1) 基本的な考え方

- ア 体罰とは、なぐる・ける等の身体への侵害のみでなく、肉体的な苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。
- イ 教職員は児童生徒の指導に当たり、児童生徒に体罰を加えることは、法律で禁止されており、いかなる場合においても体罰を用いてはならない。
- ウ 体罰は、児童生徒に力による課題解決への志向を助長させ、児童生徒の課題解決能力の育成を阻害するとともに、いじめや暴力行為などの発生につながる恐れがある。

(2) 留意点

- ア 体罰は、教育効果がないだけでなく、反発心を生み、信頼関係を崩し、不信を生むことになり、その後の指導が難しくなる。
- イ 体罰を加えた教職員は、職務上の義務に違反したものとして行政上の責任を追究され、懲戒処分の対象となる。さらに、児童生徒に体罰を加えけがをさせるなどした場合には、暴行罪、傷害罪という刑事上の責任や、民事上の責任として、損害賠償の責任を追究される場合がある。
- ウ 「場合によっては、体罰は容認される。」と考えるのは誤りであることを、全ての教職員に徹底する必要がある。
- エ 児童生徒が指導に従わないときの対応方法や、問題行動に係る特別な指導の進め方を、全ての教職員が確認しておくことが必要である。

(3) Q & A

【Q 1】 どのようなものが体罰に当たりますか。

【A】

なぐる、ける等の身体に対する侵害は体罰に当たります。また、長時間にわたって、児童生徒を正座させたり、教室や廊下に立たせたりすることや、用便に行かせなかったり食事時間を過ぎても長く教室内に留め置いたりするなどの肉体的苦痛を与えることは体罰に当たります。

【Q 2】 暴力行為やいじめを止めに入るのも、力による制止を伴えば体罰になりますか。

【A】

暴力行為やいじめについては、絶対に止めなければなりません。状況によっては、物理的な力を加えなければならないことも考えられますが、できるだけ多くの教職員で対応し、暴力を振るえないように抱え込むなど、制止の方法については慎重である必要があります。

【Q 3】 体罰防止のためには、どのようなことが大切ですか。

【A】

児童生徒が教職員の指導に従わないときの対応方法や問題行動に係る特別な指導の進め方等について、ロールプレイング等の実践的な研修を通してあらかじめ教職員が確認するなど、研修の改善・充実を図ります。

また、教職員としての適切な服装や身の回りの整理整頓の徹底、時間を守ることなど、服務規律を徹底することが法規法令を遵守する態度に繋がります。

(4) 法令・例規・通知等

ア 学校教育法

第 11 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

イ 学校教育法施行規則

第 26 条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

ウ 刑法

第 204 条（傷害） 人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 208 条（暴行） 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

エ 生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得

（昭和 24 年 8 月 2 日法務府発表）

教育法で体罰禁止が規定されているが、最近児童生徒に対する体罰問題がやかましい折柄教師の児童懲戒権がどの程度まで認められるかについて宇都宮少年保護視察所で法務府当局と研究中であったが、2 日当局から教師の心得として次の 7 カ条が明らかにされた。

- (1) 用便に行かせなかつたり、食事時間が過ぎても教室に留め置くことは肉体的苦痛を伴うから体罰となり、学校教育法に違反する。
- (2) 遅刻した生徒を教室に入れず、授業を受けさせないことは例え短時間でも義務教育では許されない。
- (3) 授業時間中怠けた、騒いだからといって生徒を教室外に出すことは許されない。

教室内に立たせることは体罰にならない限り懲戒権内として認めてよい。

- (4) 人の物を盗んだり、こわしたりした場合など、こらしめる意味で、体罰にならない程度に、放課後残しても差支えない。
- (5) 盗みの場合などその生徒や証人を放課後訊問することはよいが自白や供述を強制してはならない。
- (6) 遅刻や怠けたことによって掃除当番などの回数を多くするのは差支えないが、不当な差別待遇や酷使はいけない。
- (7) 遅刻防止のための合同登校は構わないが軍事教練的色彩を帯びないように注意すること。

オ 学校における暴力事件の根絶について

（昭和 32 年 7 月 16 日 文部省初等中等教育局長通達）

- 1 教職員は、つねに自らの人格の向上に努め、愛情をもって適切な指導を行うとともに、厳正な態度をもって学校秩序の維持を図らなければならない。
- 3 体罰は、法律により厳に禁止されているところである。教職員は児童生徒の指導に当たり、いかなる場合においても体罰を用いてはならない。

カ 懲戒処分の指針の一部改正について

(平成 24 年 4 月 1 日広島県教育委員会通知一部抜粋)

1 一般サービス関係

(13) 体罰

ア 体罰により、児童・生徒を死亡させ、又は児童・生徒に重大な後遺症が残る負傷を与えた職員は、免職とする。

イ 体罰により、児童・生徒に負傷を与えた職員は、体罰の形態を考慮し、停職、減給又は戒告とする。また、負傷がない場合であっても、体罰の形態によっては同様とする。

キ 「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」

(平成 19 年 2 月 5 日文部科学省初等中等教育局通知一部抜粋)

1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第 11 条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和 56 年 4 月 1 日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和 60 年 2 月 22 日浦和地裁判決）などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
 - 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

(6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室内に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

(5) 判例

ア 大阪高裁昭和 30 年 5 月 16 日判決（教員懲戒生徒頭部殴打事件）

「殴打のような暴力行為は、たとえ教育上必要があるとする懲戒行為としても、その理由によって犯罪の成立上違法性を阻却せしめるといような法意であるとは、とうてい解されないのである。」

イ 静岡地裁昭和 63 年 2 月 4 日判決（催眠術遊び体罰事件）

「教員が教育上好ましからざる所為のあった生徒等を指導する際に、教科書の背で軽くコツコツと頭部に触れたり、反省の意思を確実なものにするため平手で肩を叩くなど、厳密にいえば有形力の行使があったといわざるをえない場合であっても、なお体罰には該当しないと評価すべき事例がありえよう。要するに、体罰に該当するか否かは、…（中略）…教員が行った行為の態様のほか、生徒等の年齢・健康状態、場所的及び時間的環境等諸般の事情を考慮し、制裁として肉体的苦痛を与えるものといえるか否かによって決すべきである。」